平成２８年（フ）第６４１号
横浜市緑区鴨居４丁目２番31
債務者　有限会社大富
代表者取締役　岩本　浩吉
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月21日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５号
茨城県行方市麻生1444番地ストーンハイツＡ棟
債務者　有限会社明和興業
代表者取締役　霜鳥　五郎
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
4　破産債権の届出期間　平成28年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午後２時30分
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第４９号
群馬県高崎市棟高町79番地４
債務者　有限会社タカラフーズ
代表者代表取締役　掛川　富弘
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島慎太郎
4　破産債権の届出期間　平成28年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前10時30分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３３号
山口県山陽小野田市大字西高泊1371番地７
債務者　株式会社山口光半導体研究所
代表者代表取締役　杉浦　文彦
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋村　慎二
4　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１１４８号
大阪市住之江区新北島１丁目４番11―104号
債務者　有限会社女神
代表者取締役　細川　浩二
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９９号
川崎市宮前区宮崎５丁目５番地37
債務者　有限会社河村
代表者清算人　河村　晃宏
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　光子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午前10時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８４号
大阪市北区豊崎５－１－16　アレックスヴィヴ
債務者　株式会社ＬＩＢＲＯ　ＤＥＬＩＧＨＴ
代表者代表取締役　本多　成介
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５８号
京都市下京区西七条東石ケ坪町95番地
債務者　ミヤコビジネス株式会社
代表者代表取締役　大塚　　実
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
群馬県高崎市上小塙町1010番地
債務者　有限会社ＢＢフードマーケット
代表者取締役　福島　哲夫
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　啓次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前11時10分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２７４号
京都市上京区千本通竹屋町上る主税町1209番地
債務者　有限会社がんばれお好み焼き
代表者代表取締役　横江　秀久
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩橋　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午後３時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５０号
群馬県高崎市棟高町79番地４
債務者　掛川　富弘
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島慎太郎
4　破産債権の届出期間　平成28年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２６３号
千葉県船橋市三山３丁目40番４号
債務者　牟田　夏子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　貴之
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７６号
千葉市美浜区磯辺１丁目37番１号
債務者　松田　安司
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平木　正雄
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
茨城県行方市麻生1444番地（ストーンハイツＡ棟）
債務者　霜鳥　五郎
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
4　破産債権の届出期間　平成28年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部